

# 温 泉 分 析 書

- 1 申請者 湖西市吉美3268番地  
湖西市観光交流課
- 2 源泉名及び湧出地 新居浜温泉 新居浜1号 (台帳番号 912-001号)  
湖西市新居町新居3288-201

## 3 湧出地における調査及び試験成績

- (1) 調査及び試験者 一般財団法人静岡県生活科学検査センター  
福澤弘志 飯田拓矢
- (2) 調査及び試験年月日 平成30年10月11日
- (3) 泉温 20.1℃ (調査時の気温 26.0℃)  
湧出量 504 L/min (動力 5.5kW 水中ポンプ)
- (4) 知覚的試験 殆ど無色、透明、弱塩味、微苦味、無臭  
ガス発生なし
- (5) 水素イオン濃度 (pH値) 8.0
- (6) 電気伝導率 (EC値) 1468 mS/m

## 4 試験室における試験成績

- (1) 試験者 一般財団法人静岡県生活科学検査センター  
那須野晃亨 福澤弘志 森 大地 中山貴美子
- (2) 分析終了年月日 平成30年11月7日
- (3) 知覚的試験 殆ど無色、透明、弱塩味、微苦味、無臭
- (4) 密度 1.0070 (20℃/4℃)
- (5) 水素イオン濃度 (pH値) 8.03
- (6) 蒸発残留物 10.79 g/kg (180℃)

## 5 試料 1 kg 中の成分、分量及び組成

### (1) 陽イオン

| 成 分       |      | ミリグラム<br>(mg/kg) | ミリバル<br>(mval/kg) | ミリバル%<br>(mval%) |
|-----------|------|------------------|-------------------|------------------|
| ナトリウムイオン  | Na+  | 3493             | 151.9             | 82.46            |
| カリウムイオン   | K+   | 185.3            | 4.74              | 2.57             |
| マグネシウムイオン | Mg++ | 271.5            | 22.34             | 12.13            |
| カルシウムイオン  | Ca++ | 104.4            | 5.21              | 2.83             |
| 鉄(II)イオン  | Fe++ | 0.4              | 0.01              | 0.01             |
| 陽イオン計     |      | 4055             | 184.2             | 100.00           |

## (2) 陰イオン

| 成 分      |        | ミリグラム<br>(mg/kg) | ミリバル<br>(mval/kg) | ミリバル%<br>(mval%) |
|----------|--------|------------------|-------------------|------------------|
| 炭酸水素イオン  | HC03-  | 156.8            | 2.57              | 1.42             |
| 塩化物イオン   | Cl-    | 5673             | 160.0             | 88.26            |
| 臭化物イオン   | Br-    | 6.0              | 0.08              | 0.04             |
| チオ硫酸イオン  | S2O3-- | 0.1              | 0.00              | 0.00             |
| 硫酸イオン    | SO4--  | 894.5            | 18.62             | 10.27            |
| リン酸水素イオン | HP04-- | 0.4              | 0.01              | 0.01             |
| 陰イオン計    |        | 6731             | 181.3             | 100.00           |

(3) 遊離成分  
非解離成分

| 成 分    |        | ミリグラム<br>(mg/kg) | ミリモル<br>(mmol/kg) |
|--------|--------|------------------|-------------------|
| メタケイ酸  | H2SiO3 | 7.6              | 0.10              |
| メタホウ酸  | HB02   | 12.7             | 0.29              |
| 非解離成分計 |        | 20.3             | 0.39              |

溶存物質 (ガス性のものを除く) 10.81 g/kg

## 溶存ガス成分

| 成 分     |     | ミリグラム<br>(mg/kg) | ミリモル<br>(mmol/kg) |
|---------|-----|------------------|-------------------|
| 遊離二酸化炭素 | CO2 | 5.2              | 0.12              |
| 溶存ガス成分計 |     | 5.2              | 0.12              |

成分総計 10.81 g/kg

## (4) その他微量成分

| 成 分       |       | ミリグラム<br>(mg/kg) | 成 分     |       | ミリグラム<br>(mg/kg) |
|-----------|-------|------------------|---------|-------|------------------|
| アルミニウムイオン | Al+++ | <0.05            | 水酸化物イオン | OH-   | 0.017            |
| マンガンイオン   | Mn++  | <0.05            | ヨウ化物イオン | I-    | <0.05            |
| 鉄(Ⅲ)イオン   | Fe+++ | <0.05            | 総硫化水素   | T-H2S | <0.1             |
| 銅イオン      | Cu++  | <0.05            | 総ヒ素     | T-As  | <0.005           |

## 6 泉質

ナトリウム-塩化物冷鉱泉  
(高張性・弱アルカリ性・冷鉱泉)

## 7 禁忌症、適応症等は別表による。

平成30年11月 7日

温泉分析機関 静岡県第1号

静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番2号

一般財団法人静岡県生活科学検査センター

理事長 石川



## 温泉利用（浴用）にあたっての注意

分 析 機 関 一般財団法人静岡県生活科学検査センター  
分析書発行年月日 平成30年11月 7日  
源 泉 名 新居浜温泉 新居浜 1 号（台帳番号 912-001号）

湧水地又は採水地 湖西市新居町新居 3 2 8 8-2 0 1

泉 質 ナトリウム－塩化物冷鉱泉  
(高張性・弱アルカリ性・冷鉱泉)

この温泉を公共の浴用に供する場合には、温泉法、同施行規則及び静岡県温泉法施行細則により、温泉利用許可を必要とします。又あらかじめ温泉成分等の掲示について、保健所長に届出しなければなりません。

(既に利用許可を受けている方も保健所の温泉担当者に相談してください。)

### 1. 禁忌症について

禁忌症は、1回の温泉入浴又は飲用でも有害事象を生ずる危険性がある病気・病態である。なお、禁忌症にあたる場合でも、専門的知識を有する医師の指導のもとに温泉療養を行うことは妨げない。

### 2. 温泉の禁忌症及び入浴上の注意

#### (1) 温泉の禁忌症

##### ①温泉の一般的禁忌症（浴用）

病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

##### ②泉質別禁忌症

(2) 入浴上の注意

浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

- (ア) 入浴温度  
高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
- (イ) 入浴形態  
心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- (ウ) 入浴回数  
入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
- (エ) 入浴時間  
入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。
- (イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

### 3. 療養泉の適応症

温泉療養を行うにあたっては、以下の点を理解して行う必要がある。

- ① 温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応であること。
- ② 温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効用を得ることを目的とすること。
- ③ 温泉療養は短期間でも精神的なリフレッシュなど相応の効用が得られるが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とすること。
- ④ 適応症でも、その病期又は療養を行う人の状態によっては悪化する場合があるので、温泉療養は専門的知識を有する医師による薬物、運動と休養、睡眠、食事などを含む指示、指導のもとに行うことが望ましいこと。
- ⑤ 従来より、適応症については、その効用は総合作用による心理反応などを含む生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等から、その揭示の内容については引き続き知事の判断に委ねることとしていること。

#### (1) 療養泉の適応症

##### ①療養泉の一般的適応症（浴用）

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え症、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進

##### ②泉質別適応症

きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症

---

#### (注) 飲用について

温泉飲用にあたっては、細菌検査及びその他の有害物質等の分析検査を実施し、衛生状態の確認が必要です。

詳しくは、保健所に相談してください。

(注)

基準の適用対象について

2. (1) 及び (2) の基準は、温泉を公共の浴用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合においては、全ての基準が適用されるものではない。

3. (1) の基準は、温泉を公共の浴用に供する宿泊施設、公衆浴場等における利用について適用する。なお、医療機関が治療行為の一環として温泉を使用する場合においては、全ての基準が適用されるものではない。また、療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症のほか伝統的適応症を適応症として決定する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考とすることが望ましい。

揭示の手続について

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、温泉法第18条第4項に基づき、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項を揭示又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を都道府県知事へ届け出なければならない。各都道府県知事等は届出の受理後、専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とする。なお、各都道府県知事等は健康を保護するために必要があると認めるときは、届出がなされた内容を変更すべきことを命ずることができる。

適応症の揭示を3. (1) の基準に沿って行おうとする場合、公共の浴用又は飲用に供する者は、都道府県、保健所設置市又は特別区が必要に応じて定める手続を経ることとする。また、揭示内容の決定に際しては、都道府県等は専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とすることが望ましい。

留意事項

温泉は自然由来のものであり、ゆう出後に空気との接触による酸化、揮発性成分の揮散等により、温泉成分に変化が見られる場合もあり、実際の浴用にあたっては気温変化や利用者の多寡による変化の度合も異なるため、恒常的に分析結果を示すことは困難である。

揭示内容については、利用施設における成分分析結果に基づき行うことを原則とするが、ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき揭示して差し支えないとしている。よって、源泉の分析結果に基づき適応症を判断したものである場合にはその旨が温泉利用者へ分かるようにすること。また、利用施設における温泉の成分分析結果に基づいて適応症を判断した場合にはその旨を揭示することは差し支えない。

なお、加水、加温、循環（ろ過）、消毒、入浴剤添加については、温泉法施行規則第10条に基づき、公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由を揭示する必要がある。